

## 第61号議案

### 加東市社地域小中一貫校建設工事変更請負契約締結の件

加東市社地域小中一貫校建設工事について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、加東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年加東市条例第46号）第2条の規定により、議決を求める。

令和5年9月28日提出

加東市長 岩 根 正

#### 記

- 1 契約の目的 加東市社地域小中一貫校建設工事変更請負
- 2 契約の金額 変更前 金5,451,321,700円  
変更後 金5,750,245,600円  
増 額 金298,923,900円
- 3 契約の相手方 松村組・吉住工務店特定建設工事共同企業体  
代表者 大阪府大阪市北区天満1丁目3番21号  
株式会社松村組大阪本店  
取締役常務執行役員本店長
- 4 支出予算科目 令和5年度加東市一般会計予算  
(款) 教育費  
(項) 教育総務費  
(目) 小中一貫校整備費

第61号議案 説明資料1

- 1 施工場所 加東市木梨1134番地62（加東市立社中学校）ほか
- 2 工期 変更前 令和4年6月25日から令和6年3月25日まで  
変更後 令和4年6月25日から令和6年7月25日まで
- 3 変更内容

契約の金額	変更前	変更後	増額
	5,451,321,700円	5,750,245,600円	298,923,900円

主な変更内容

(1) 汚染土処分数量確定による数量変更

予定数量5,533m<sup>3</sup>が、実績数量4,541m<sup>3</sup>に減となったため、処分に係る費用を減額する。

(2) 外構まわり擁壁等の仕様変更

小グラウンド地盤の状態が良好であるため、擁壁による土留めではなく花壇兼用の簡易構造物へと変更する。

(3) 仮置き残土の搬出先変更

別工事へ流用予定の残土仮置き先を、旧東条東小学校グラウンドから滝野中学校サブグラウンドへ変更する。運搬距離が短くなったことにより、運搬費用を減額する。

(4) 野球場バックネット裏の法面整備

野球場バックネット裏の法面崩れを防止するため、雨水側溝の整備と合わせて法面整備を行う。

(5) 屋内運動場棟 天井鉄骨材塗装仕様の変更

屋内運動場棟の鉄骨材塗装について、仕上げ塗装を取り止める。

(6) その他 現場精査による数量変更

電気の引き込み幹線経路の変更 ほか

(7) 工期延長による経費の増額

工期を4箇月延長することにより、現場維持管理等にかかる経費を増額する。

(8) 物価スライドによる工事請負額の増額

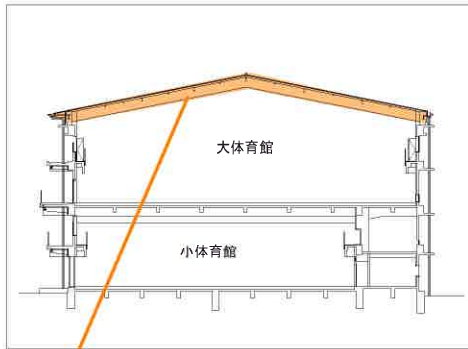
工事請負契約書第26条による物価スライドを適用し、令和5年7月1日以降の未施工部分について、設計書の単価の入替えを行う。

4 予 算

令和4年度執行額	令和4年度からの繰越明許費	令和5年度予算額	計
703,200,000円	879,150,000円	4,337,168,000円	5,919,518,000円

(6) その他  
現場精査による数量変更  
電気の引き込み幹線経路の変更 ほか

(2) 外構まわり擁壁等の  
仕様変更



(5) 屋内運動場棟  
天井鉄骨材塗装仕様の変更



↑ (4) の現況写真

(4) 野球場バックネット裏の  
法面整備

(1) 汚染土処分数量確定による  
数量変更  
【予定数量】 5, 533 m<sup>3</sup>  
【実績数量】 4, 541 m<sup>3</sup>

(3) 仮置き残土の搬出先変更  
旧東条東小学校グラウンドから  
滝野中学校サブグラウンドへ変更

(7) 工期延長による経費の増額  
(4箇月の延長)

(8) 物価スライドによる  
工事請負額の増額

